

# 少年昇級審査 運用手引き

2018年7月8日版

南埼玉郡市柔道連盟

## 1. はじめに

本文章は、少年級位審査会を円滑に進めるためのガイドラインとして作成したものである。

南埼玉郡市柔道連盟が実施する少年昇級審査会に係る運営について定める。

七級から四級の認定については、各団体からの申請によって行う。

三級から一級の認定については、南埼玉郡市柔道連盟が実施する昇級審査会を受審し合格認定を行う。

級位	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
最低受審学年	小1	小1	小2	小2	小3	小4	小5
受審修行条件	6か月以上	9か月以上	12か月以上	15か月以上	18か月以上	21か月以上	24か月以上
帯色	水色	水色	黄色	オレンジ色	緑色	紫色	茶色
昇級方法	南埼玉郡市柔道連盟が定める「少年(小学生)一、二、三級昇級審査要項」の内容を踏まえ、「講道館級位(少年)基準」に定義された要項に従い各団体で稽古を実施し習得レベルに達したと判断した場合、各団体から南埼玉郡市柔道連盟に「講道館少年級位 合格証明報告書」を提出する。  南埼玉柔道連盟は、各団体から提出された「講道館少年級位 合格証明報告書(7・6・5・4級)」により、級位の認定を行う。 ※必ず、団体代表の署名、捺印が必要。			南埼玉郡市柔道連盟は、「少年(小学生)一、二、三級昇級審査要項」に基づき、昇級審査会を実施し認定を行う。  受審については、「少年級位受審願(3・2・1級)」の提出を行う。			

## 2. 受審費用

南埼玉郡市柔道連盟が定める費用とする。

## 3. 審査員

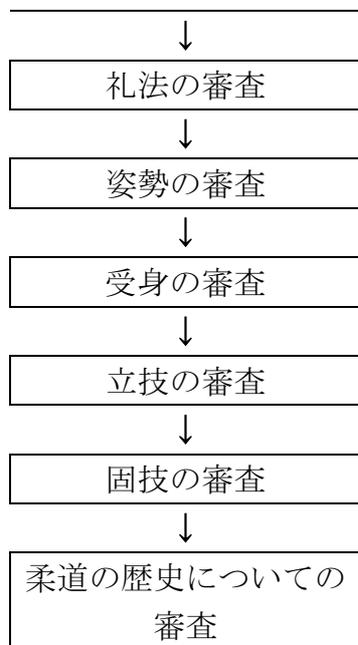
少年三級から一級の審査については、各級位2名から3名程度の審査員を配置し、南埼玉郡市柔道連盟が定めた「少年(小学生)一、二、三級昇級審査要項」に従い審査を行う。

※ 少年昇級審査については、原則、南埼玉郡市柔道連盟が指名する特定の審査員が行う。

※ 審査員は、一般昇級審査における審判員選出より優先して配置する。

## 4. 審査項目の流れ





## 5. 受審認定の合否について

三級から一級の認定合否については、原則、「認定否」の判断は行わなわず、審査実施のなかで、審査員が不備事項の指摘を行い再度実施をさせ認定判断を行う。

但し、著しく習得技術の劣る受審者については、受審者の所属団体に指摘箇所を報告し団体活動内でフォローを行い、次回審査会での再審査とする。

また、再審査の場合は、受審料は徴求しないこととする。

## 6. 各審査項目における運営方法の概要

### (1) 七級から四級の受審に係る運用について

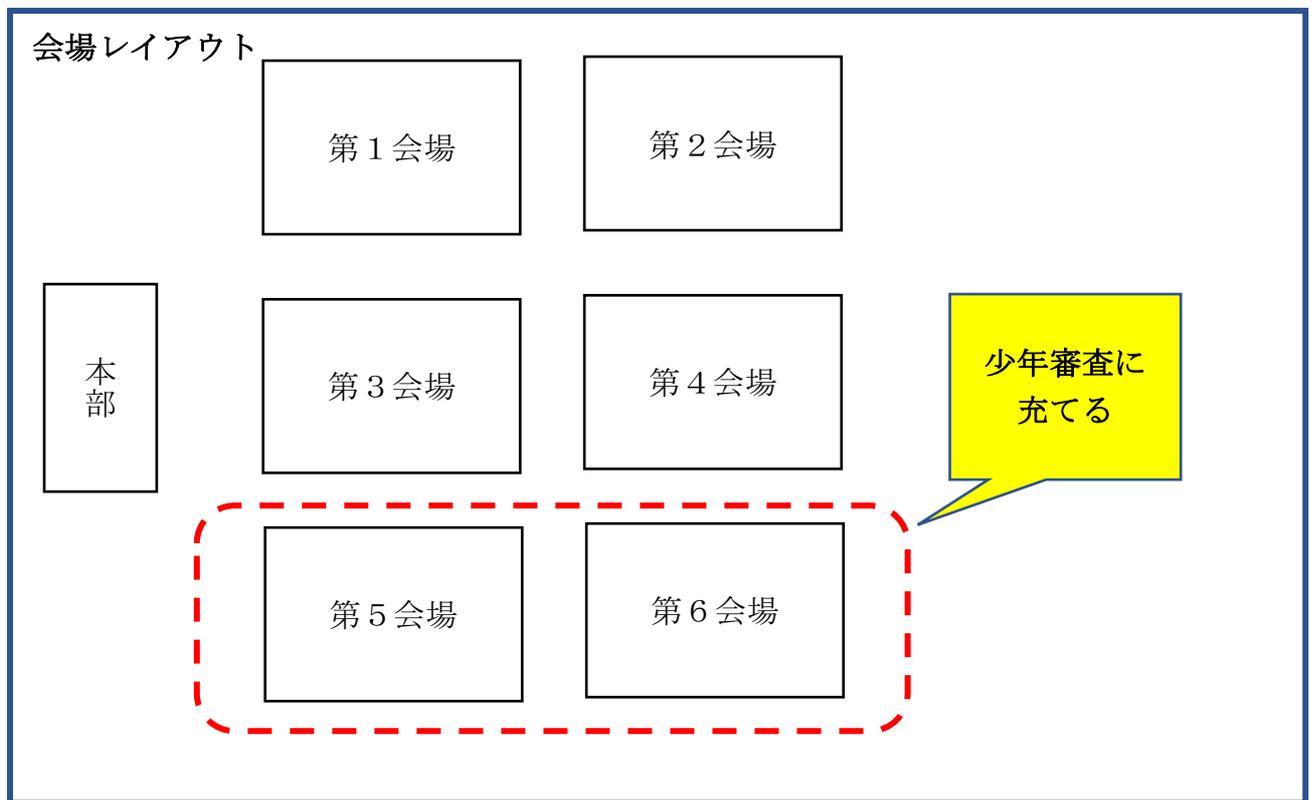
事務局は、各団体から提出される「講道館少年級位 合格証明報告書（7・6・5・4級）」を受領し、記載内容が、南埼玉郡市柔道連盟が定める①最低受審学年、②受審修行条件に一致しているか確認を行い認定の可否を行う。

※ 技術の習得については、所属の各団体で確認を行っていることが前提であり、原則、不合格者の発生はない。

事務局作業は、事務局を主担当とし、同作業に必要な作業員数を事務局の指名によって選出し作業を行う。

### (2) 三級から一級の受審に係る運用について

審査会場は、6面用意するなかで、2面分を少年審査会に充てる。



次項以降の運用で進める。

## 7. 審査受付

- (1) 原則、級位認定に必要な「柔道手帳」は、南埼玉郡市柔道連盟 事務局から事前購入を行い、手帳に氏名等、必要事項を予め記入しておく。併せて、「少年級位受審願（3・2・1級）」票も内容を記述したものを各団体で事前用意する。（事前購入しよって、受審日当日の混雑緩和になる。）
- (2) 各団体で、級位ごとに受審者の「少年級位受審願（3・2・1級）」票の内容を記述したものを予め準備し、受審人数、受審料を添えて、各級位の審査受付に提示する。

柔道手帳の当日購入となる場合は、受審受付時に併せて、必要冊数と柔道手帳代(¥500)及び南埼玉郡市柔道連盟入会料(¥500)の合計¥1,000を添えて、審査受付に支払う。

「少年級位受審願（3・2・1級）」票の事前準備が行えていない団体は、当日、受審者の保護者並びに団体の者が記票にあたり、速やかに審査受付に提出する。

※ 審査会当日は、混乱が予想されることから各団体協力のもと、円滑な受付作業となるように協力する。

## 8 審査の共通事項

- (1) 審査の確認ポイントは、南埼玉郡市柔道連盟が定める「少年(小学生)一、二、三級昇級審査要項」に従い行う。
- (2) 審査結果は、「少年昇級審査用紙」に審査員の合議をもとに審査項目ごとに結果を記録する。
  - ・ 審査項目が概ね出来ている場合は、○、再審と判断した項目には、△を記述する。
  - ・ 再審とした項目については、再度、所属団体での稽古を依頼することから、「少年昇級審

査用紙」コメント覧に所属団体あての依頼内容を記述する。

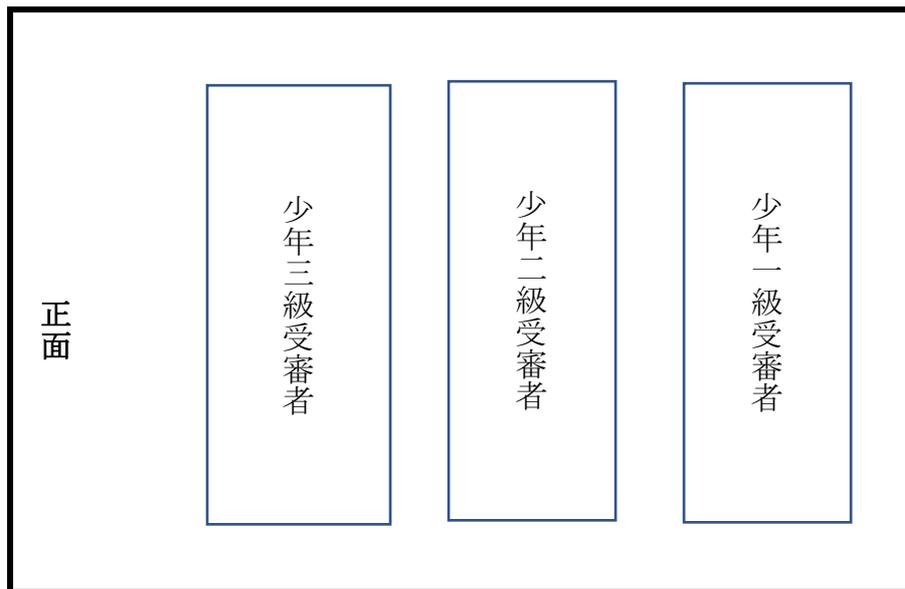
- ・ 審査員は、審査会を円滑に進めるため、審査員間で合議のもと審査進行を行う。
- ※ 円滑な運営進行を行うため、本マニュアル記載内容を変更することも可能。

## 8. 服装の審査

審査員は、受審者を各級位ごとに並べる。

受審者に人数によって、審査会場に並びきれない場合は、級位に分けて準場に整列、審査を一級 → 二級 → 三級の順に行う。

※ 上位者から服装を整えることが出来る、出来ていることを確認する。



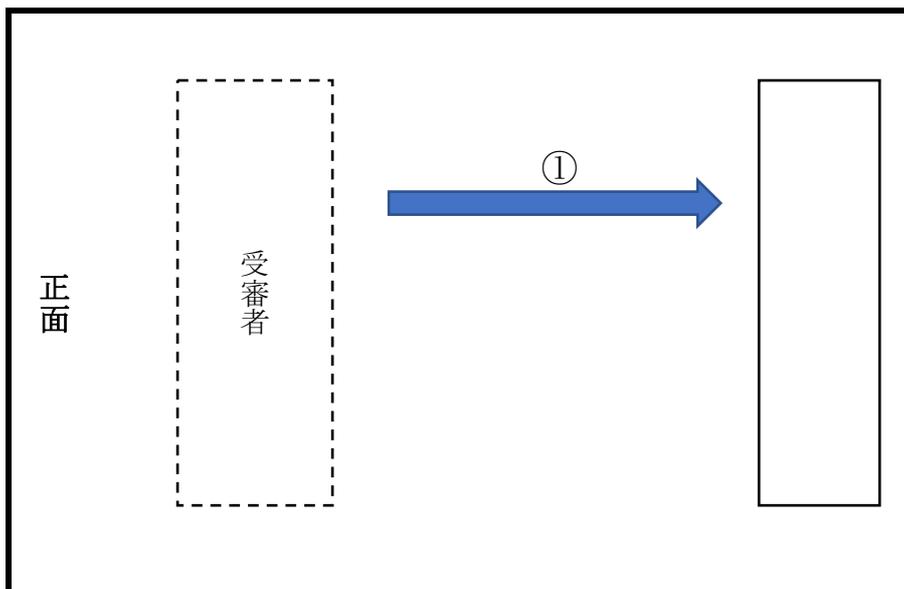
## 9. 礼法の審査

(1) 座礼については、服装審査と合わせて実施する。

- ・ 服装審査が終了したらその場で、審判員は、「座礼」のコールのもと、受審者を座位させ座礼の動作を確認する。
- ・ 続いて、審判員の「起立」のコールのもと、受審者を立位させ動作を確認する。

(2) 立位による礼法の審査について

① いったん、受審者を正面と反対側に下がる。



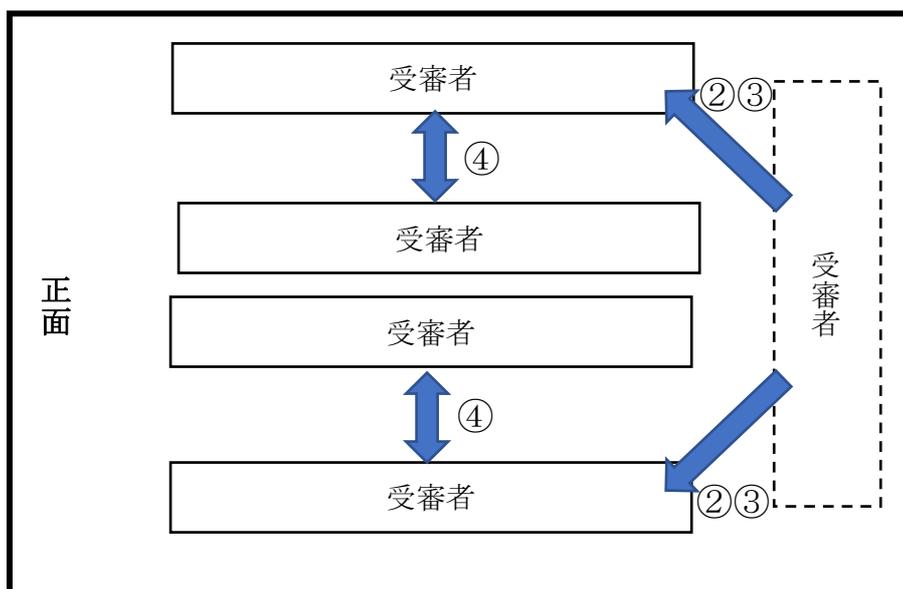
② 審査を行うにあたり、試合形式での礼法を実施することから、1回、概ね8組程度の受審者を選択し、審判員の「入場」のコールのもと、受審者を入場させ礼法を行わせる。

※相対するため、予め受審者には立ち位置と立ち位置で試合の場合の礼法を行うこと(次にあげる事項)を説明する。

- ・ 立ち位置ついたら、試合で選手コールがあったものとして、試合時の動作を行う。
- ・ 試合における一連の流れを行う。
- ・ 試合会場内に進み、試合開始の状態になった時点で、審査員が審判と同様に「はじめ」、「それまで」のコールをするので、試合終了時の動作(試合会場外に出るまでの動作)を行う。

③ 審査員が「入場」をコールする。

④ 受審者が、試合会場外で、一礼 → 開始線前で一礼 → 試合開始直前の状態まで進んだなら、「はじめ」「それまで」とコールする。

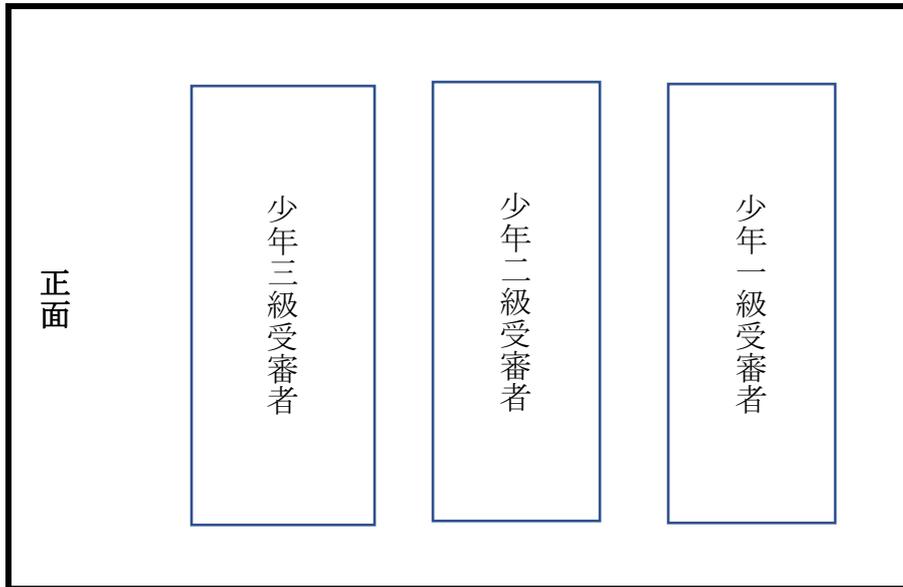


## 10. 姿勢の審査

(1) 審査員は、受審者を各級位ごとに並べる。

受審者に人数によって、審査会場に並びきれない場合は、級位に分けて準場に整列、審査を一級 → 二級 → 三級の順に行う。

※ 上位者から姿勢を整えることが出来る、出来ていることを確認する。



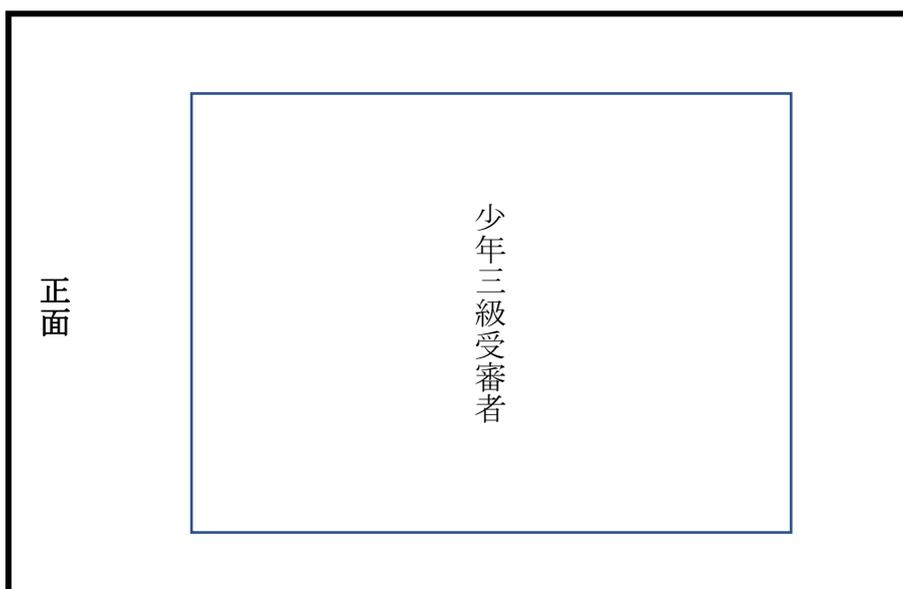
(2) 審査員は、受審者に対し「自然体」「右自然体」「左自然体」「前回り捌き」「後ろ回り捌き」と順にコールし、受審者にその姿勢を行わせる。

※ 足については、利き脚関係もあることから問わない。(例えば、右足後ろ回り捌き、左足後ろ回り捌きのどちらでも可)

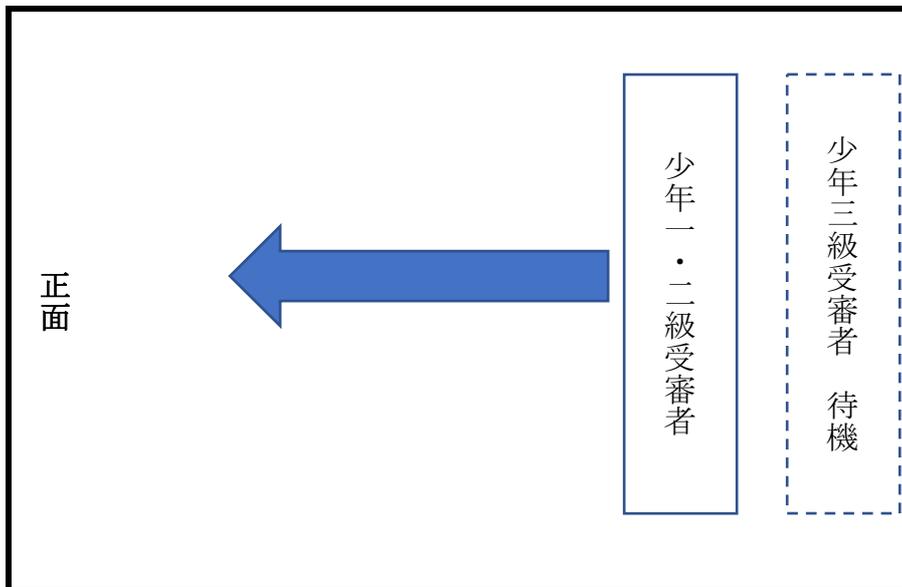
## 11. 受身の審査

(1) 級位に分けて準場に整列、審査を三級 → 二級 → 一級の順に行う。

(2) 三級受審者を審査会場にならべ、座位、中座、立座で一連の受身を行う

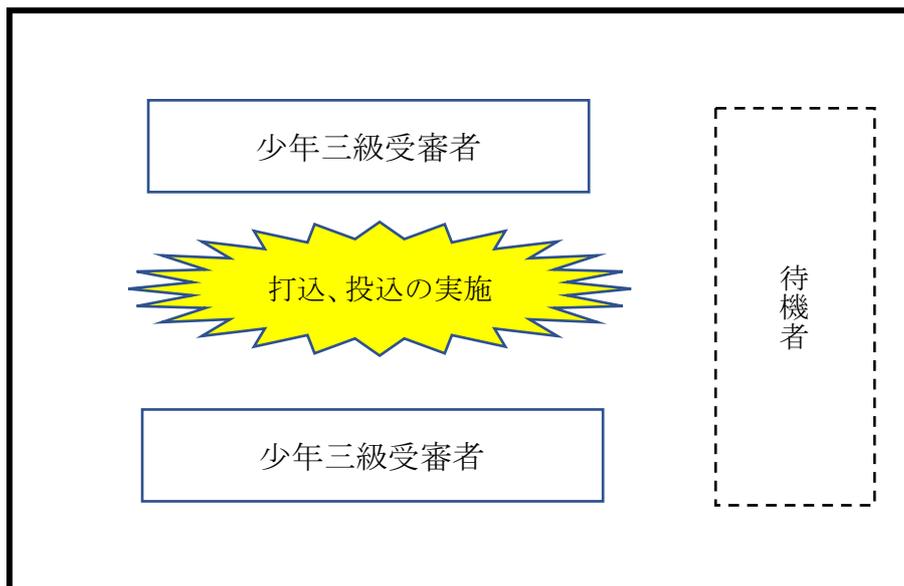


(3) 二級、一級受審者を1回5名程度に分け、移動による受身を行わせる



### 1 2. 立技の審査

- (1) 級位に分けて準場に整列、審査を三級 → 二級 → 一級の順に行う。
- (2) 三級受審者について、組を作成し整列させる。組の作成にあたっては、出来る限り同じ体型の者が組となるように配慮する。
- (3) 審査員が打ち込み、投げ込み用の2つの技をコールし、受審者がコールされた技を行う。打ち込み用、投げ込み用の技が重なっても構わない。

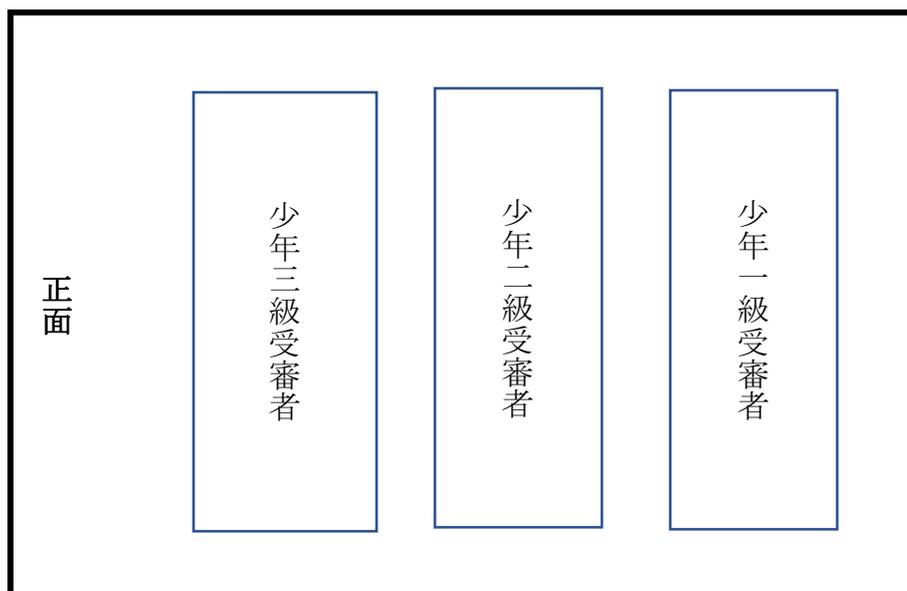


- (4) 二級審査についても、三級審査と同様に行う。
- (5) 一級審査については、三級、二級同様に整列させ、審査員が、2つの連絡技をコールする。2つの連絡技をコールする場合、体格差がある場合を想定して技の選択を行う。加えて、体格差のある場合を考慮し、2つの連続技の内1つが概ね行えれば可とする。

### 1 3. 固技の審査

- (1) 審査員は、受審者を各級位ごとに並べる。  
受審者に人数によって、審査会場に並びきれない場合は、級位に分けて準場に整列、審

査を三級 → 二級 → 一級の順に行う。



- (2) 審査員は、級位ごとに「少年(小学生)一、二、三級昇級審査要項」に示す技をコールし、受審者が行えるかを確認する。
- (3) 一級審査については、連絡技となる2つの固め技をコールし、受審者が行えるかを確認する。(例えば、①袈裟固め→後袈裟固、②縦四方固→肩固)

※ 固技実施にあたり、原則、男女混合で行うが、審査員が問題があると判断した場合は、男女を分けて行う。(特定の組等を分けることも可)

#### 1 4. 柔道の歴史の審査

- (1) 審査会事務局が作成した「柔道の歴史」についての用紙を受審者に配布して、回答してもらう。回答時間は、5分程度
- (2) 用紙への回答が終わったら、審査員が正解となる回答を述べ、自己採点をさせる。
- (3) 用紙の回収は行わず、「不正解となった箇所は、持ち帰り再度、復習をする」旨を伝える。
  - ※ 直接の審査対象項目とがしない。
  - ※ 三級、二級、一級と受けるなかで、毎回、同じ問題とならないように、複数の問題用紙を審査会事務局で今後、準備する。

#### 1 5・最後に

- (1) 「少年昇級審査用紙」に記述された審査結果をもとに柔道手帳に可否を記述する。
- (2) 級位認定書については、別途、後日の作成及び配布とする。
- (3) 再審となった受審者については、受審者及び所属団体に対し再審査項目の内容を伝え、再度、該当する項目の稽古を依頼する。

以上